

ミャンマー一家の強制退去に反対する意見書

東京の下町に住んでいるミャンマー一家の父親が、10月末に東京入国管理局に不法滞在で拘束された。父親は88年に来日し、98年には退去強制令書が出された。軍事政権下の祖国に帰国すれば迫害を受ける恐れがあるとして難民認定を求めたが退けられている。新聞やテレビで報じられているように、今回の拘束によって、父親はミャンマーに送り返される可能性が高まっている。

この一家の母親は偽造旅券で入国したフィリピン人で、二人の間には日本で生まれ、日本語しか話せない小学校4年生と幼稚園の子どもがいる。父親は日本人が経営する小さな運送会社で11年間まじめに働き、厚生年金に入り、税金を納め、日本人の友人に囲まれ、ささやかな家庭を築いてきた。

しかし、母親と子どもにも退去強制令書が出ており、いまこの一家は離れ離れになりかねない状態に置かれている。

外国人が引き起こす犯罪が増加し、不法滞在者との関連が指摘されているが、犯罪組織とのつながりが懸念される外国人とミャンマー一家のような外国人を同一視することはできない。

父親の勤務先の運送会社社長は、在留資格を与えることを法務大臣に求める署名運動の先頭に立っている。

東京地裁は、似たような境遇にあった韓国人が退去強制令書の取り消しを求めた裁判で「長い間、善良な市民として生活の基盤を築いていることは、特別在留許可を与える上で前向きに考える要素だ」という見解を示している。

不法滞在者といえども、日本での生活ぶりや家族、特に子どもの利益を考え、一定の基準に達すれば在留資格を与える方途を講ずるべきである。

よって、本市議会は、善良なミャンマー一家の強制退去に反対し、引き続き日本で生活できるようにすることを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量